

# 食事提供サービス契約書

契約者名 \_\_\_\_\_様

彩那グランデ荒牧 号室

社会福祉法人 明照会

伊丹市中野西 1 丁目 1 8 番地

電話 072-785-0109



# 食事提供サービス契約書

社会福祉法人 明照会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、「彩那グランデ荒牧」における甲が乙に対して実施する食事提供サービスについて、次のとおり契約を締結します。

## 第1条（契約の目的）

甲は、乙に対し、乙が安全かつ安心して生活を継続できるように、乙の希望に応じて、栄養バランスのとれた食事提供サービスを**実施**することとし、乙はその食事提供サービスに対し対価として、第3条に定める料金を甲に支払うこととします。

## 第2条（食事の提供方法）

食事提供サービスは、甲の食事サービス事業部門より配送して実施するものとします。

## 第3条（食事提供サービス料金等）

1 食事提供サービス料金（以下「利用料金」という。）の**対象**は、次の通りとします。

**（1）食事代**

**（2）食事提供にあたり、乙が居室への配膳を希望する場合の居室配膳料**

2 前項第1号に定める食事代は、次の通りとします。

朝食1食310円（税別）、昼食1食620円（税別）、夕食1食620円（税別）

3 第1項第2号に定める居室配膳料は、次の通りとします。

一人で入居の場合1日100円（税別）、二人で入居の場合1日150円（税別）

4 食事は、普通食を基準とし、治療食・療養食は別途相談に応じることとします。

5 甲は、消費者物価、雇用情勢、その他経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上、利用料金を変更することができるものとします。

## 第4条（食事提供サービスの依頼・キャンセル）

1 乙は、甲に対し前月の25日までに翌月の食事予約希望を提出するものとします。

2 食事提供をキャンセルのする場合は、2日前の午後5時までに甲に連絡す

るものとしてします。

- 3 乙より前項のキャンセルの申し出がなかった場合、甲は、喫食の有無に関わらず第3条第2項に定める食事代を徴収するものとしてします。

#### 第5条（利用料金の支払）

- 1 利用料金について、甲は、月末締めにて請求明細書を作成し、翌月乙に渡すものとしてします。
- 2 乙は、毎月26日までに当該利用料金を甲に支払うものとしてします。

#### 第6条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約の契約の日から3ヶ月とします。但し、甲乙双方に異議がない場合は、さらに3ヶ月本契約を継続し、その後も同様とします。

#### 第7条（契約解除）

甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべき利用料金を2ヶ月以上滞納した場合において、相当の期間を定めた催促にもかかわらず、なお期間内に全額の支払いがない時には、この契約を解除できるものとしてします。

#### 第8条（賠償責任）

甲は、食事提供サービスの実施にともなって、甲の責に帰すべき事由により乙の生命、身体財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

#### 第9条（相談・苦情対応）

甲は、乙からの食事提供サービスの実施にかかる相談、要望、苦情に対しては誠実かつ迅速に対応いたします。

#### 第10条（連帯保証人）

連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとしてします。

#### 第11条（本契約に定めのない事項等の決定）

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとしてします。
- 2 この契約に定めのない事項及び契約に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意を持って協議の上決定するものとしてします。

#### 第12条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた時には甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自1通を保有します。

以上

令和 年 月 日

甲 住 所 伊丹市中野西1丁目18番地  
氏 名 社会福祉法人 明照会  
理事長 善部 修 印

乙 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

連帯保証人  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
続 柄 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

